

型取引適正化に係る取組について

令和元年 8 月 6 日
中小企業庁
経済産業省

1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）について

3つの基本方針

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	改正時期	改正内容
下請法「運用基準」の改正	平成28年12月	➤ 下請法の違反事例を 75事例追記 。（計141事例を記載）
下請中小企業振興法 「振興基準」の改正	平成28年12月	➤ 合理的な原価低減要請の実施、労務費上昇分への考慮、親事業者の事情による下請事業者の型保管費用を親事業者が負担すること等について規定。
	平成30年12月 （再改正）	➤ 大企業間の支払条件の見直しや、型代金の支払方法の改善、「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正等 について新たに規定。
下請代金の支払条件の改善 （通達、振興基準の見直し）	平成28年12月	➤ 可能な限り 現金払い に。（50年ぶりに手形通達の改正を実施）

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
(8業種21団体（平成29年3月）→**12業種33団体**（平成31年4月末時点）)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**を改訂。（17業種（平成29年3月）→**18業種**（平成31年4月末時点））

2. 下請法運用基準・下請中小企業振興法「振興基準」の平成28年改正

- 平成28年12月、型管理の適正化に向けて、下請法運用基準及び下請中小企業振興法「振興基準」を改正。

(1) 下請法運用基準改正

: 以下の事例を違反行為事例に追加(不当な経済上の利益の提供要請)

- ◆ 親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。



(2) 下請中小企業振興法「振興基準」改正: 以下の事項を望ましい取引として追記

- ◆ 金型、木型などの型の保管に関して、**双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定める。**
- ◆ **親事業者の事情によって**下請事業者にその保管を求めている場合には、**親事業者が費用を負担**する。

契約してから3年間使用実績がない型は、返却もしくは廃棄するよう、ルールをあらかじめ決めませんか。



あらかじめルールを決めておきましょう!

3. 型管理アクションプランについて

経済産業省が設置した研究会（自動車メーカー、自動車部品メーカー、素形材企業が参画）において、型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等の具体的な「アクションプラン」が、平成29年7月にとりまとめられた。

「型管理（保管・廃棄等）における未来志向型の取引慣行に関する研究会」 （平成29年1月～7月）

委員長：細田孝一 神奈川大学法学部教授
委員：一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車部品工業会
素形材業界 4団体

（参考）金型が表紙のMETIジャーナル



○アクションプラン（3つの方針）

- ①不要な「型」は廃棄する。
- ②引き続き保管が必要な「型」については、必要な管理費用（保管費用等）の支払いや保管義務期間等について、取引当事者間において協議・合意の下、取り決めを行う。
- ③型管理について、社内においてルール（マニュアル等）を明文化する、運用のあり方を今一度見直す。

4. 下請中小企業振興法「振興基準」の平成30年12月改正概要について

- 平成30年12月、「型代金の支払」に関する規定を下請中小企業振興法振興基準※1に追記する改正を実施。

事項	課題	改正内容
① 大企業間の支払方法	大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。 大企業が率先して、大企業間取引における手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
② 型代金の支払	型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。
③ 「働き方改革」への対応	適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。 やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。
④ 「事業承継」への対応	廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になる恐れ。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たすこと。
⑤ 「天災等」への対応	天災等に関する事前及び事後の対策が未整備。	→ <ul style="list-style-type: none"> 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

5. 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和元年8月時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在12業種33団体策定。

<下請ガイドライン策定業種>

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業(旧鉄鋼)	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

<自主行動計画策定団体>

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材		素形材センター等 計9団体
機械製造業		日本建設機械工業会
		日本産業機械工業会
		日本工作機械工業会
		日本半導体製造装置協会(*)
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会(*)
繊維		日本繊維産業連盟等 計2団体
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会 (JEITA) 等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会(*)
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会

* 平成31年1月以降、新たに策定した団体

6. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要（重点三課題）（平成30年12月公表）

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種26団体）が9～11月に調査を実施。
 - 回答率は34%と上昇（昨年25%）。（今年度:対象7,065社、回答2,416社）
 - 世耕プラン重点3課題（①原価低減要請、②型管理、③支払条件）について、
○:「原価低減要請（受注側）」「下請代金の現金払い（発注・受注側）」は改善。
✖:「型管理の適正化（受注側）」は改善の動きが鈍い。
- ※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。

（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）

<世耕プラン重点三課題改善割合>

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない (※「実施済」と答えた企業の割合)	発注	81%	81%
	受注	40%	51% (↗)
②-1 型管理の適正化 (※1) 型の返却・廃棄の促進 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%
	受注	23%	15% (↘)
②-2 型管理の適正化 (※1) 型の保管費用の発注側負担 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40% (↗)
	受注	17%	13% (↘)
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53% (↗)
	受注	26%	28% (↗)
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13% (↘)
	受注	10%	12% (↗)

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計から除外。

7. 金型取引に係る実態把握のための大規模調査の実施

- 「型管理の適正化」や「型の製造代金の支払い」等の取組を更に具体化させていくために、公正取引委員会と連携して、実態把握のための深掘り調査を実施。

➤ 金型に係る取引実態調査（平成30年12月～平成31年1月実施）

● 調査概要

- 発送数29,984社【発注側：2,712社、受注側：29,971社】（重複を含む）に対して、回収企業数は発注側：1,019社（回答率37.6%）、受注側9,827社（回答率32.8%）。

● 主な調査結果

1. 「金型製造代金又は金型相当費用の受領方法」について

- ①全額一括払いが最も多く（約8割）になっているが、
- ②製品単価に上乗せ（約10%）、③分割払い（約8%）も一定数存在。
- 業種別での支払方法は、自動車産業は分割払いが約2割。

2. 「金型の製造委託契約の締結」について

- 約6割の受注側企業が金型の製造委託契約を締結していない。

3. 「金型の廃棄・返却状況」、「保管・管理費用の負担状況」

- 約4割の受注側企業が「廃棄・返却していない」と回答。
- 8割超の受注側企業が「量産終了後の金型の保管・管理費用を負担」と回答。

4. 知財・ノウハウへの懸念

- 金型代金を一括で受領すると、発注側事業者に金型の所有権が直ちに移転し、それに伴い転注や知財・ノウハウが流出するとの懸念があることから、受注側事業者は、一括払いによる代金受取を望まないという生声あり。

8-1. 下請Gメンヒアリングで把握した受注側の生声（型取引関係）①

< 1. 受注に際しての取引条件が曖昧 >

- **金型に関する発注書がなく、所有権も非常に曖昧な状態**。型製造代金の支払い（24回分割払）を終えても所有権は曖昧なまま、**修理等に備えて10年間の保管についての約束を別の書面で行っている**。
- 金型代金は製品単価に乗せて24回分割払いたが、**予定通り生産されないときには差額がうやむやにされる**。
- 金型製作は外注し、自社での検収後に外注先へは一括払。**親事業者への型納品後に手直し指示が多く**、試作・やり直しの繰り返しで**なかなか検収してくれない**。

< 2. 型代相当額の資金繰り負担 >

- **金型代金の支払いが24月の分割で行われている**。金型製作の中小事業者には現金で支払っているが、親事業者からの代金回収には年月を要し、**銀行借り入れで凌いでいる**。
- 金型代金支払いは24月分割だが、金型製作の受注から納品・検収まで半年かかるので、**代金全額回収まで30ヶ月かかる**。

8-2. 下請Gメンヒアリングで把握した受注側の生声（型取引関係）②

< 3. 型の維持管理に係る負担の偏在 >

- 金型の保管の取決書はあるが、実際は長期保管を要求される。量産終了後数年間保管するという取り決めだが、部品の提供を要求される可能性があるため廃棄できない。保管費用も当社持ちである。
- 土地を購入してまで型を保管している。廃却申請をしても対応保留のままである。
- 過去に保管料を2～3年くれたことがあったが、いつの間になくなった。
- 量産終了後の金型を無償で保管している。金型の保管や返却・廃棄のルールがない。
- 所有権は親事業者だが、量産期間には金型の数量が増えてしまい、テントで保管しており、メンテナンス費用も自社持ちである。
- 金型を自社で所有していることで、継続的な受注を受けられているという認識。

9. 型取引に係る新たな「規範」の策定

- 「未来志向型・型管理に向けたアクション・プラン」や「型の取り扱いに関する覚書（ひな形）」のみでは、型取引に係る課題に答えられていない現状。
- また、所有権の明確化や廃棄・返却や保管費用項目の「目安」の設定等について、新たな検討が必要。
- 産学官、専門家による協議会を設置し、策定産業界や事業者がコミットできる新たな「規範」を策定。
- 「規範」を軸とした関係省庁による浸透策を実施し、型取引適正化の更なる推進を目指す。

1. 型取引の適正化推進協議会の設置（案）

(1) 検討項目

- 「型の取り扱いに関する覚書（ひな形）」では、所有の在り方、支払方法、知財の取扱いに関する規定がなく、転注、知財のノウハウの流出に関する懸念等の課題に答えられていないため、以下の項目を検討。
 - 治具の取引の取扱いの明確化
 - 行政による法の厳正な執行と未然防止の取組
 - 型代金の支払方法、型の所有や管理主体の明確化
 - 型の廃棄・返却や保管費用項目の「目安」の設定

(2) 協議会運営

- 法曹、税務、財務、経営実務者等の委員及び業界を代表する専門委員により構成。
- 検討項目に応じて、専門部会を設置し、検討を行う。

(3) スケジュール

- 6月末～7月初旬 協議会設置
- 今夏 原案策定、パブリックコメントの実施 ⇒ 今秋 「規範」策定、公表

2. 「規範」の浸透に向けた取組（案）

- 大企業・下請等中小企業に対する直接的な働きかけ。【経済産業省・中小企業庁】
- 下請Gメンによる集中ヒアリングを通じた実態把握・啓発。【中小企業庁】
- 「型取引」に関する厳正な下請法の執行。【公正取引委員会・中小企業庁】